

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【C日程入試】法律専門科目試験

刑法 採点基準

問題1（10点）

(1) 本設問においては、いわゆる形式的三分説への言及は必須としないが、特に先行行為や（被害者の法益の）引き受け、排他的支配といった近時重視されることが多い要素への言及は必要となる。そのうえで、設定した事例を適切に解決できていることが必要である。

(2) 本設問においては、最低限判例および現在の多数の見解が採るとされるいわゆる限定積極説の根拠および内容が記述されていることが必要である（その他の説についても言及されていることを求めたいが、細かい学説まで網羅的に挙げることを求めるものではないが、司法試験論文式問題で出題の対象となった修正積極説については言及を求めたい）。また、それぞれの学説の根拠およびそれに対する批判が適切に意識されていることが望ましい。

(1)(2)ともに5点満点であり、以上の基本的概念説明に3点、適切な事例の設定に2点を配点する。

問題2（15点）

本問は、刑法総論上の典型論点である、行為者自身の行為による介在事情と因果関係の問題（以下、「論点1」という）と、刑法各論上の典型論点である一般開放建造物への違法目的を隠した侵入の問題（以下、「論点2」という）を組み合わせた事例問題である。

論点2については、住居等侵入罪の保護法益を住居権（すなわち、住居権者の意思）と考える場合、本問ではA店に「冷やかしてお断り」というポスターが掲出されており、買い物をしていない客の立ち入りを拒否するA店あるいはBの意思が明示されている以上、万引き目的でA店に立ち入ることはその意思に反することになり、Xに建造物侵入罪が問題なく成立することになる。しかし、本来スーパーは営業時間中であれば誰でも自由に立ち入ることができるはずの施設であるから、店舗側の意思のみによって建造物侵入罪の成立を判断するのが適切であるかは議論の余地がある（もしXに万引き目的はないが、商品は買わずにトイレだけ使用する目的であった場合、建造物侵入罪を成立させるべきであろうか）。また、刑法典上窃盗予備は不可罰であるところ、犯罪目的での立ち入りを建造物侵入罪に問うとなると、事実上窃盗予備を処罰したのと同様の帰結が導かれるとの指摘も学説上多い。このような問題意識を踏まえて、解答者が考える住居等侵入罪の保護法益に照らして矛盾ない解決がもたらされていることが必要である。

論点2においては、Xのどの行為にCの死の結果を帰属するかが問題となる。交通事故という過失行為によりCの死に向けた因果が設定されたものの、それはX自身の故意の行為により遮断され、新たな因果経過に置換されたとみるのであれば、Xには過失運転致傷罪と殺人罪が成立することになる。一方、交通事故により既にCの死は避けられない状態になっており、Xによる故意の刺突はその死期をわずかに（といっても数日であるが）早めたに過ぎないというのであれば、Cの死亡結果を交通事故に帰属させることも不可能で

はないであろう。ただし、死の結果を両者に帰属する必要は、少なくとも本問では認められない。以上のことを踏まえ、解答者が因果関係に関し立てた規範とその帰結、そして罪数処理が矛盾なく行われていることが必要である。

本問は 15 点満点であり、以下のポイントに基づき評価する。

- ① 本問における問題点が指摘されていること ..... 3 点
- ② 論点に関する正しい学問的理解が示されていること ..... 5 点
- ③ 自説が（反対説の批判などを通して）論理的に説明されていること ..... 4 点
- ④ 導かれた結論が③と矛盾なく説明されていること ..... 3 点